

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20211129	広島近鉄タクシー株式会社(法人番号3240001009237) 代表者 寶迫啓之	広島県広島市南区皆実町2丁目7番地19号	本社営業所	広島県広島市南区皆実町2丁目7番地19号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年3月26日及び同年4月27日、妨害運転を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	1	1